

広島県訓令第十五号

農 林 水 産 部
土 木 部
都 市 部
空 港 港 湾 部

市町村公共土木施設災害復旧事業成功認定事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

市町村公共土木施設災害復旧事業成功認定事務取扱規程の一部を改正する訓令

市町村公共土木施設災害復旧事業成功認定事務取扱規程（昭和三十四年広島県訓令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。